

## 第二部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の  
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 平成29年7月20日

(事業名称) 江戸川清掃工場建替事業

## 1 選定した環境影響評価の項目 12項目 (選定した理由 P137~140)

大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

## 【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺には、住宅、学校及び保育園等があり、工事の施行中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、供用後におけるごみ収集車両等の走行による大気汚染、騒音・振動の影響が懸念される。こうしたことを十分考慮した上で、施工方法、使用する機械の種類や台数、工事用車両の走行ルート及び環境保全のための措置等を検討し、環境影響評価書案において詳細に記載すること。

## 【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施することから、そのデータの活用方法について記載すること。また、風洞実験に当たっては、計画地周辺の地形等も十分考慮し、実施すること。

## 【悪臭】

悪臭の予測に当たっては、悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法とすることから、本事業との類似性についてその根拠を明らかにした上で予測・評価すること。

## 【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測は、建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業は既存工場の解体後に新工場を建設することから、解体工事や建設工事などの主な工種ごとに予測・評価すること。

## 【土壌汚染】

計画地内の南側及び東側地下には、既存の江戸川清掃工場建設時に発生した汚染土壌の封じ込め槽が存在するとしていることから、その位置及びその近辺の地下水のモニタリング結果を記載し、本事業による土地の改変と汚染土壌封じ込め槽との位置関係等を明らかにするとともに必要に応じて予測・評価を行うこと。

- 2 選定しなかった環境影響評価の項目 5項目 (選定しなかった理由 P141～142)  
水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境、史跡・文化財

意見なし

- 3 都民の意見及び周知地域区長等の意見

別紙のとおり

「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書に対する  
都民の意見及び周知地域区長等の意見

1 意見書等の件数

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 都民からの意見書           | 0 件 |
| 周知地域区長（近隣県市長）からの意見 | 2 件 |
| 合 計                | 2 件 |

2 周知地域区長（近隣県市長）からの意見

【江戸川区長】

- 1 調査計画書において、予測・評価項目として選定されていない項目についても、関係法令を遵守し、適切に管理されたい。また、事業の進捗により、環境に影響を及ぼすおそれが発生した場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。
- 2 石綿含有仕上塗材について、平成 29 年 5 月 30 日付け環水大大発第 1705301 号により環境省から通知が出されたところである。本通知に従い、適切に対応されるとともに、石綿除去作業時の石綿飛散状況の監視を検討されたい。
- 3 現清掃工場の建設当時の汚染土壌の封じ込め場所及び汚染物質等について明らかにされたい。また、封じ込め場所の外部に漏洩がないか確認されたい。
- 4 緑化計画について、「東京における自然の保護と回復に関する条例」の基準を遵守する旨の記載があるが、本事業は「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」が適用されるため、本条例を遵守し、適切に対応されたい。
- 5 本事業にあたっては、地域住民に説明するとともに、意見・要望については適切に対応されたい。

## 【市川市長】

- 1 大気汚染物質のうち、二酸化窒素について、千葉県は窒素酸化物に係る施策の目標とすべき環境目標値（日平均値の年間 98 パーセント値が 0.04ppm）を県下一律に設定し、運用している。

このことから、選定した環境影響評価項目のうち、大気汚染に係る予測・評価小項目における二酸化窒素の評価の指標について、その予測地域のうち、千葉県の行政区域内については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める基準のほか、「千葉県環境目標値」（昭和 54 年 8 月 8 日千葉県環境部長通知大第 114 号）を加えること。

- 2 環境影響評価の実施にあたっては、本環境影響評価調査計画書に則り実施することは勿論のこと、新たに疑義が生じた場合、又は知見の集積が得られた場合等について、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らし、適正な配慮を講じること。

## 「江戸川清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について (案)

### 第1 審議経過

本審議会では、平成29年6月1日に「江戸川清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長及び近隣県市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

#### 【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺には、住宅、学校及び保育園等があり、工事の施行中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、供用後におけるごみ収集車両等の走行による大気汚染、騒音・振動の影響が懸念される。こうしたことを十分考慮した上で、施工方法、使用する機械の種類や台数、工事用車両の走行ルート及び環境保全のための措置等を検討し、環境影響評価書案において詳細に記載すること。

#### 【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施することから、そのデータの活用方法について記載すること。また、風洞実験に当たっては、計画地周辺の地形等も十分考慮し、実施すること。

#### 【悪臭】

悪臭の予測に当たっては、悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法とするとしていることから、本事業との類似性についてその根拠を明らかにした上で予測・評価すること。

#### 【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測は、建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業は既存工場の解体後に新工場を建設することから、解体工事や建設工事などの主な工種ごとに予測・評価すること。

### 【土壌汚染】

計画地内の南側及び東側地下には、既存の江戸川清掃工場建設時に発生した汚染土壌の封じ込め槽が存在するとしていることから、その位置及びその近辺の地下水のモニタリング結果を記載し、本事業による土地の改変と汚染土壌封じ込め槽との位置関係等を明らかにするとともに必要に応じて予測・評価を行うこと。

### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長及び近隣県市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

## 【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日          | 審 議 事 項  |
|-----|----------------|--|
| 審議会 | 平成29年 6 月 1 日  | ・ 調査計画書について諮問  |
| 部 会 | 平成29年 7 月 20 日 | ・ 環境影響評価の項目選定及び項目別審議<br>（大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス）<br><br>・ 総括審議 |
| 審議会 | 平成29年 7 月 31 日 | ・ 答申（予定）   |

## 第二部会 審議資料

資料 2 - 1

(事業名) (仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大  騒  音  風  電  景  史  (  は終了)

(環境影響評価の項目) 大気汚染 (選定した項目) \_\_\_\_\_ (年月日) 平成 29 年 7 月 20 日

| 項 目        | 環境影響評価書案  | 環境影響評価書案<br>関連頁 |
|------------|---|-----------------|
| 現 況 調 査    | (1) 調査事項<br>(2) 調査地域<br>(3) 調査方法<br>(4) 調査結果                              | P39～P60         |
| 予 測        | (1) 予測事項<br>(2) 予測の対象時点<br>(3) 予測地域・地点<br>(4) 予測方法<br>(5) 予測結果            | P61～P94         |
| 環境保全のための措置 |   | P95～P96         |
| 評 価        |   | P97～P101        |
| 都民の主な意見    | な し   |                 |
| 関係区長の意見    | 別紙 1 のとおり   |                 |
| 項目検討の内容    | (1) 検討年月日 平成29年 6 月 16日<br>(2) 担当委員 日下 博幸 委員<br>(3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり) |                 |



## 関係区長の意見

### 【港区長】

- 1 解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形版の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録し、保管してください。また、区要綱や大気汚染防止法等の法令に基づく報告や届出及び飛散防止等の法令に基づく報告や届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理を行ってください。さらに、周辺住民からの問い合わせがあった場合は、調査方法及び処理方法を丁寧に説明してください。
- 2 建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。

項目：大気汚染

| 意見   | 意見の取扱いについての事務局案       |
|--|-----------------------|
| <p>建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度出現地点では、本事業による寄与率が高く、二酸化窒素については環境基準を超えており、また、計画地の周辺には中学校などの教育施設が存在することから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。</p> | <p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p> |

## 第二部会 審議資料

資料 2 - 2

(事業名) (仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大 騒 音 電 風 景 史 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 風環境 (選定した項目)

(年月日) 平成 29 年 7 月 20 日

| 項 目        | 環境影響評価書案   | 環境影響評価書案<br>関連頁 |
|------------|--|-----------------|
| 現 況 調 査    | (1) 調査事項及び選択理由<br>(2) 調査地域<br>(3) 調査方法<br>(4) 調査結果             | P165～P170       |
| 予 測        | (1) 予測事項<br>(2) 予測の対象時点<br>(3) 予測地域・地点<br>(4) 予測方法<br>(5) 予測結果 | P171～P184       |
| 環境保全のための措置 |  | P185            |
| 評 価        |  | P185            |
| 都民の主な意見    | な し  |                 |
| 関係区長の意見    | 別紙のとおり   |                 |
| 項目検討の内容    | (1) 検討年月日 平成29年7月6日<br>(2) 担当委員 平手 小太郎 委員<br>(3) 検討結果 意見なし     |                 |

## 関係区長の意見

### 【港区長】

風環境の評価について、建設前は領域Aの箇所で、建設後（対策前）は、領域B及び領域Cの箇所が出現し、特に札の辻交差点付近では風環境の変化が顕著です。札の辻交差点付近には、図書13頁 図5. 2-3の施設配置計画図によると公園が設置される予定であることから、以下の対策等を検討してください。

- ・ 公園利用者や歩道、横断歩道橋を通行する歩行者への安全確保から、十分な風対策を着実にを行い、できる限りビル風の低減に努めてください。
- ・ 防風植栽について検討、実施する際は、港区ビル風対策要綱を順守するとともに、適切な施工と維持管理を行ってください。
- ・ 工事期間中の風の測定などについては、周辺からの要望が出た場合は対応してください。

## 「（仮称）三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について（案）

### 第1 審議経過

本審議会では、平成 28 年 12 月 22 日に「（仮称）三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

#### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度出現地点では、本事業による寄与率が高く、二酸化窒素については環境基準を超えており、また、計画地の周辺には中学校などの教育施設が存在することから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

#### 【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業振動は評価の指標とした基準値以内となるとしているが、最大と予測される計画地北東側の付近には住宅用途の建物が存在していることから、建設機械の配置を詳細に検討するなど、環境保全のための措置を徹底すること。

## 【日影】

評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める規制値を下回るとしているが、等時間日影図では、同条例で定める規制値への適合状況が一部示されていないことから、その適合状況についても分かりやすく記載すること。

## 【景観】

- 1 代表的な眺望地点及び眺望の状況について、距離、方向及び可視状況を勘案して予測地点を選定したとしているが、計画地西側には、住宅等も多く存在するとともに計画建築物が容易に見渡せると予想される場所があることから、眺望地点を追加すること。
- 2 計画地の一部が、東京タワーを見通す、象徴的な街並みを育むことを目標とする「三田通り周辺景観形成特別地区」の区域にも含まれることから、その目標への対応について明らかにすること。

## 【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日             | 審 議 事 項                     |
|-----|-------------------|-----------------------------|
| 審議会 | 平成 28 年 12 月 22 日 | ・評価書案について諮問                 |
| 審議会 | 平成 29 年 4 月 28 日  | ・現地視察                       |
| 部 会 | 平成 29 年 5 月 12 日  | ・項目別審議<br>景観、史跡・文化財         |
| 部 会 | 平成 29 年 6 月 20 日  | ・項目別審議<br>騒音・振動、日影、電波障害     |
| 部 会 | 平成 29 年 7 月 20 日  | ・項目別審議<br>大気汚染、風環境<br>・総括審議 |
| 審議会 | 平成 29 年 7 月 31 日  | ・答申（予定）                     |

※都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかった。

## 【項目別検討の実施状況】

| 環境影響評価の項目   | 項目検討の実施年月日       |
|-------------|------------------|
| 大 気 汚 染     | 平成 29 年 6 月 16 日 |
| 騒 音 ・ 振 動   | 平成 29 年 6 月 5 日  |
| 日 影         | 平成 29 年 6 月 8 日  |
| 電 波 障 害     | 平成 29 年 6 月 8 日  |
| 風 環 境       | 平成 29 年 7 月 6 日  |
| 景 観         | 平成 29 年 4 月 24 日 |
| 史 跡 ・ 文 化 財 | 平成 29 年 4 月 20 日 |

## 第二部会 審議資料

資料 3 - 1

(事業名) 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大 騒  日  電  風  景  史 (は終了)

(環境影響評価の項目) 大気汚染 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 7 月 20 日

| 項 目        | 環境影響評価書案   | 環境影響評価書案<br>関連頁 |
|------------|--|-----------------|
| 現 況 調 査    | (1) 調査事項及び選択理由<br>(2) 調査地域<br>(3) 調査方法<br>(4) 調査結果                 | P45～P69         |
| 予 測        | (1) 予測事項<br>(2) 予測の対象時点<br>(3) 予測地域 (予測地点)<br>(4) 予測方法<br>(5) 予測結果 | P70～P107        |
| 環境保全のための措置 |  | P108            |
| 評 価        |  | P109～P114       |
| 都民の主な意見    | な し  |                 |
| 関係区長の意見    | 別紙のとおり   |                 |
| 項目検討の内容    | (1) 検討年月日 平成29年 6 月16日<br>(2) 担当委員 日下 博幸 委員<br>(3) 検討結果 意見なし       |                 |



## 関係区長の意見

### 【港区長】

建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。

### 【渋谷区長】

意見なし

### 【目黒区長】

意見なし

## 第二部会 審議資料

資料 3 - 2

(事業名) 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大 騒  日  電  風  景  史 (は終了)

(環境影響評価の項目) 騒音・振動 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 7 月 20 日

| 項 目        | 環境影響評価書案  | 環境影響評価書案<br>関連頁 |
|------------|---|-----------------|
| 現 況 調 査    | (1) 調査事項及び選択理由<br>(2) 調査地域<br>(3) 調査方法<br>(4) 調査結果                  | P115～P132       |
| 予 測        | (1) 予測事項<br>(2) 予測の対象時点<br>(3) 予測地域 (予測地点)<br>(4) 予測方法<br>(5) 予測結果  | P133～P150       |
| 環境保全のための措置 |   | P151            |
| 評 価        |   | P152～P153       |
| 都民の主な意見    | 別紙1のとおり   |                 |
| 関係区長の意見    | 別紙1のとおり   |                 |
| 項目検討の内容    | (1) 検討年月日 平成29年7月7日<br>(2) 担当委員 坂本 慎一 委員<br>(3) 検討結果 意見あり (別紙2のとおり) |                 |

## 都民の主な意見

評価書案によると、解体及び新築工事施行中の建設機械稼働に伴う騒音レベルは、いずれも勧告基準値の最大限度であり、建設作業振動も勧告基準に迫る数値である。また、もともと交通量の多い地区で、大規模かつ集中的な工事を行うことは、道路交通騒音が現状でも環境基準値を超える地点の環境を更に悪化させる。複数地点で同時に解体工事と巨大建築物の新築工事が行われる本計画においては、着工から竣工まで4年超もの歳月を要し、複合的な騒音・振動により、周辺住民が長期間に亘って甚大な被害を受けることが明白である。にもかかわらず「評価の指標を満足する」と言及することは、事業主が環境及び周辺住民への配慮を蔑にしていることの表れであるため、適正な評価を求めるとともに、環境に配慮すべく計画自体の撤回又は抜本的な変更を求める。

## 関係区長の意見

### 【港区長】

- 1 建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。
- 2 工事用車両について、騒音、振動、渋滞など周辺の影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫してください。

### 【渋谷区長】

意見なし

### 【目黒区長】

意見なし

項目：騒音・振動

| 意見   | 意見の取扱いについての事務局案       |
|--|-----------------------|
| <p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は、評価の指標とした勧告基準値と同値又はわずかに下回る程度であり、また、計画地に隣接して小学校などの教育施設が存在することから、建設機械の稼働に当たっては、環境保全のための措置を徹底すること。</p> | <p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p> |

## 「虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業」に係る 環境影響評価書案について（案）

### 第1 審議経過

本審議会では、平成29年2月23日に「虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

#### 【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は、評価の指標とした勧告基準値と同値又はわずかに下回る程度であり、また、計画地に隣接して小学校などの教育施設が存在することから、建設機械の稼働に当たっては、環境保全のための措置を徹底すること。

#### 【景観】

麻布幼稚園及び麻布小学校の校庭等が計画地に近接しており、高層棟の建設に伴う圧迫感による影響の懸念も示されていることから、今後、圧迫感の低減を図るため、計画地敷地境界付近に植栽を施すに当たっては、幼稚園及び小学校の意見を反映するよう努めること。

## 付表

## 【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日            | 審 議 事 項                         |
|-----|------------------|---------------------------------|
| 審議会 | 平成 29 年 2 月 23 日 | ・ 評価書案について諮問                    |
| 審議会 | 平成 29 年 4 月 28 日 | ・ 現地視察                          |
| 部 会 | 平成 29 年 5 月 12 日 | ・ 項目別審議<br>日影、景観                |
| 部 会 | 平成 29 年 6 月 20 日 | ・ 項目別審議<br>電波障害、風環境、史跡・文化財      |
| 部 会 | 平成 29 年 7 月 20 日 | ・ 項目別審議<br>大気汚染、騒音・振動<br>・ 総括審議 |
| 審議会 | 平成 29 年 7 月 31 日 | ・ 答申（予定）                        |

※都民の意見を聴く会は、公述人が辞退したため開催されなかった。

## 【項目別検討の実施状況】

| 環境影響評価の項目   | 項目検討の実施年月日       |
|-------------|------------------|
| 大 気 汚 染     | 平成 29 年 6 月 16 日 |
| 騒 音 ・ 振 動   | 平成 29 年 7 月 7 日  |
| 日 影         | 平成 29 年 4 月 28 日 |
| 電 波 障 害     | 平成 29 年 6 月 8 日  |
| 風 環 境       | 平成 29 年 6 月 8 日  |
| 景 観         | 平成 29 年 4 月 28 日 |
| 史 跡 ・ 文 化 財 | 平成 29 年 5 月 18 日 |